

法務省政策評価懇談会（第55回）議事録

1. 日 時

平成31年 2月27日（水）10:00～11:50

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

出 雲 明 子	東海大学政治経済学部政治学科准教授
伊 藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田 中 等	弁護士

<省内出席者>

法務事務次官	辻 裕 教
政策立案総括審議官	西 山 卓 爾
官房参事官兼企画再犯防止推進室長兼外国人施策推進室長	吉 田 雅 之
秘書課企画調査官	池 田 仁
秘書課上席補佐官	小 島 まな美
秘書課再犯防止推進第一係長	下 谷 知 己
人事課定員第一係長	石 井 昭 博
官房参事官（予算担当）	深 野 友 裕
官房付兼国際課付	松 本 朗
施設課技術企画室長	桜 田 由香里
司法法制部参事官	藤 田 正 人
官房付兼司法法制部付	川 副 万 代
民事局付兼登記所適正配置対策室長	竹 下 慶
民事局付	神 吉 康 二
官房付兼刑事局総務課企画調査室長	是 木 誠
矯正局成人矯正課企画官	森 田 裕一郎
矯正局成人矯正課企画官	齋 藤 行 博
矯正局成人矯正課警備対策室長	白 川 秀 史
保護局観察課処遇企画官	勝 田 聡

保護局総務課精神保健観察企画官	手倉森 一 郎
人権擁護局参事官	中 島 行 雄
訟務局参事官	川 淵 武 彦
入国管理局総務課企画室調整官	東 郷 康 弘
法務総合研究所総務企画部副部長	野 原 一 郎
法務総合研究所国際協力部副部長	伊 藤 浩 之
法務総合研究所研究部総括研究官	栗 田 知 穂
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	小野寺 聡

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長	遊 佐 篤 史
秘書課補佐官	中 嶋 靖 夫

4. 議 題

- 法務省政策評価に関する基本計画（案）について
- 平成31年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について

5. 配布資料

- 資料1－1：法務省政策評価に関する基本計画（案）
- 資料1－2：法務省政策評価に関する基本計画（案）新旧対照表
- 資料2：平成31年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）
- 説明資料：民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律・法務局における遺言書の保管等に関する法律
- 説明資料：パンフレット

6. 議 事

○田中座長 それでは、定刻になりましたので、これより第55回法務省政策評価懇談会を開催いたします。

なお、本日、野澤委員及び宮園委員は御都合により欠席されております。

初めに、辻法務事務次官から挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○辻法務事務次官 法務事務次官の辻でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、第55回法務省政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

近時、政府全体として、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの推進が求められております。法務省におきましても、本日の審議事項の一つである平成31

年度事後評価の実施に関する計画（案）につきまして、EBPMの観点からロジックモデルを活用し、各施策が意図している目標と手段の関係を可視化して、施策の論理的な構造を確認するなどの見直しに取り組んでまいりました。

本日は、更に、委員の皆様方から、御専門の分野における知見や幅広い御経験などに基づきつつ、各施策の目標が具体的なものとなっているか、測定指標が目標との因果関係が明確なものとなっているかなどの観点から御意見をいただきたいと存じます。

最後に、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○田中座長 ありがとうございます。

ここで、辻法務事務次官は公務により退席されます。

それでは、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○遊佐政策立案・情報管理室長 事務局を務めております秘書課政策立案・情報管理室でございます。

初めに、本日の審議事項について御説明申し上げます。

本日御審議いただくのは、法務省政策評価に関する基本計画（案）及び平成31年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）についてです。

まず、法務省政策評価に関する基本計画（案）についてですが、いわゆる政策評価法に基づき、適切な政策評価活動が行われるよう、基本とすべき事項を各省庁がそれぞれ定めることとされています。

当省の現行の計画が平成26年度から今年度までの5か年を計画期間として定められておりますので、来年度から始まる5か年計画を策定する必要があるものです。

もう一つは、平成31年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）です。

こちらは毎年御審議いただいているものですが、来年度1年間を計画期間とし、当省の政策の事後評価の実施に関する計画を策定するものです。

資料といたしまして、お手元に資料1-1「法務省政策評価に関する基本計画（案）」、資料1-2「新旧対照表」、資料2「平成31年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」を配布いたしました。また、委員の皆様には、参考資料としまして、政策評価に係る法令や閣議決定等を準備いたしましたので、適宜御参照いただくようお願いいたします。

審議事項については以上となりますが、そのほか、委員の皆様のお手元に、説明資料としまして「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律・法務局における遺言書の保管等に関する法律」について配布しております。こちらは審議事項について御審議いただいた後で法務省の最近の取組として御紹介させていただくものでございます。

事務局からは以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、一つ目の議題につきまして、法務省政策評価に関する基本計画につ

きまして御議論いただきたいと思います。初めに事務局から御説明をお願いいたします。

- 中嶋補佐官 それでは、法務省政策評価に関する基本計画（案）につきまして御説明いたします。

近時、政策評価においても、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPMの観点が必要であるとされております。

そこで、資料1-2の新旧対照表を御覧ください。

来年度からの基本計画（案）では、「4 政策効果の把握に関する事項」におきまして、政策効果の把握に当たっては、証拠に基づく政策立案の観点から可能な限り定量的な把握に努めるとしております。

法務省としましては、このような記載の有無に関わらず、後ほど御審議いただく事後評価の実施に関する計画（案）の検討過程においても、EBPMの観点を取り入れてきたところですが、来年度からの基本計画の策定を踏まえてより一層実効性のある政策評価に取り組んでいくために改めて明記したものです。

このほか、基本計画において定めるべき事項は、いわゆる政策評価法の第6条第2項で定められており、事務局において点検いたしました。これらの事項については不足なく記載されていることを確認しております。

基本計画（案）に関する説明は以上となります。

- 田中座長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、これに関しまして御意見、あるいは御質問があればお願いいたします。

- 大沼委員 意見ではなく質問ですが、確かにEBPMは非常に重要な方法だと思えますが、従来から法務省の仕事というのとはなかなか定量的なものになじむものが少なく、どうしても定性的なものを中心とせざるを得ないというふうに考えられてきたかと思えます。今回、各論で見ると、確かに一部には定量的な評価を導入しており、随分と変わってきている面があるかと思えますが、全体としてはなかなか難しい面があるかと思えます。

これから、もしこれが国の方向性だとすると、どのようにして法務省の政策評価においてそれを反映していこうと考えているのか、その点について教えてください。

- 遊佐政策立案・情報管理室長 それでは、事務局からお答えいたします。

EBPMについての当省の取組としては、省内プロジェクトチームを立ち上げ、主に体制の構築、EBPMの実践と浸透、エビデンスの整備という三本柱で推進しているところです。

体制の構築については、本年度から、政策立案総括審議官が設置され、その下で、省内にEBPM推進プロジェクトチームを設置しました。

EBPMの実践と浸透については、EBPMの実例の創出ということで、省内公募により選定した施策について所管局部課においてロジックモデルを作成し、政策立案総括審議官によるヒアリング等を通じて、当該政策の改善等を含めた評

価検証等を実施しております。それ以外にも政策立案総括審議官や有識者による省内勉強会を実施しており、このような取組を通じてE B P Mの浸透と実践を図っているところです。

エビデンスの整備については、統計等データの提供要請等への対応として、法務省が保有する統計等データの所在情報を整備し、国民等からの提供要請等を受け付けるための窓口を設置しました。

このような取組を本年度は続けているところであり、E B P Mの浸透を省内で図っているものです。

政策評価の点につきましても、今回、委員の皆様にも御案内させていただいたとおり、ロジックモデルを作成して、測定指標について定量的な指標を見い出すことができないかというような取組を進めているところです。これら一連の取組は、まだ検討の緒に就いたところではありますが、今後ともこのような取組を不断に続けていくことで、省内に定量的な政策評価が根付くようにしてまいりたいと考えています。

- 田中座長 ありがとうございます。それでは、二つ目の議題であります平成31年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について御議論いただきたいと思えます。

初めに、基本政策I、基本法制の維持及び整備に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

- 中嶋補佐官 それでは、資料2の8ページ、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」を御覧ください。

この施策は、社会経済情勢の変化に応じた民事・刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現、経済の活力の維持・向上、事後チェック救済型社会の基盤の形成を内容とするものです。平成27年度からの5年間の実施状況を平成32年8月に総合評価方式により評価をしますが、それまでは中間報告を行っていきます。

具体的な法整備や立法作業の状況は、10ページからの一覧のとおりとなっております。

次に、16ページ、「法曹養成制度の充実」を御覧ください。

この施策は、法曹養成制度改革を推進するための取組のうち、法曹有資格者の活動領域に関する取組や、法曹人口の在り方に関するデータ集積と検証、司法試験の在り方の検討等を関係機関等と連携しながら実施することを目標とするものです。

測定指標として、「法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施」、「法曹養成制度改革を推進するための取組の実施」という二つの指標により評価する計画を立てております。

次に、29ページ、「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」を御覧ください。

この施策は、裁判外紛争解決手続について、多様な事業者からの認証申請の促進、適切な審査の実施、認証紛争解決事業者の増加を目標とするものです。

平成29年度から「活動中の認証紛争解決事業者の総数」という指標により評価する計画を立て、今年度までにモニタリングを活用しており、来年度が計画の最終年度となっている施策になります。

次に、32ページ、「法教育の推進」を御覧ください。

この施策は、教員等の法教育に対する理解の促進、法教育教材の提供による学校教育現場における学習機会の確保や学習内容の充実、一般の人々が法的な物の考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いに尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材の育成を目標とするものです。

「法務省ホームページ内の法教育関連ページへのアクセス件数」、「協議会等の活動状況」という二つの指標により評価する計画を立てております。

次に、36ページ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備」を御覧ください。

この施策は、「国際仲裁活性化基盤整備調査」等を通じて、我が国の国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進することを目標とするものです。

「国際仲裁活性化基盤整備調査」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況」という指標により評価する計画を立てております。

次に、39ページ、「再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究」を御覧ください。

この研究は、出所後2年以内に刑事施設に再入所した者を中心に、再犯者の実態を明らかにし、再犯防止対策や処遇の在り方を検討するための基礎資料の提供を目的として、平成28年度からの2か年で行われたものです。

44ページから記載する評価基準により、研究実施後の効果を判定した上で、事業評価方式により評価する計画を立てております。

最後に、51ページ、「暴力犯罪者に関する研究」を御覧ください。

この研究は、暴力犯罪の実態を明らかにし、暴力等の問題性が大きい対象者の指導及び支援を充実強化するための基礎資料の提供を目的として、平成28年度からの2か年で行われたものになります。

評価に関する計画は、先ほどの再犯防止対策の研究と同様となっております。

基本政策Iに関する説明は以上となります。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、各委員から御意見、御質問をお願いいたします。

なお、質問に対しては法務省出席者から回答を頂く場合は、発言時に必ずお名前を教えてくださいたいと思います。よろしく御願いたします。

○大沼委員 16ページの「法曹養成制度の充実」についてですが、問題となるのは、法科大学院制度の問題と予備試験の問題とをどのように整理していくかということかと思えます。今、流れとしては、予備試験の試験科目の見直しということが上げられているかと思えますが、この予備試験の試験科目の見直しというのは、科目を追加することによって法科大学院による学びとのバランスを見ていこうとしているのかどうか。

また、法科大学院の事業の中身として、実務教育をしているということが、一つ大きな点に上げられると思いますが、実際には、私もかつて法科大学院で教えた経験からすると、実務教育の科目を置いて、なかなか学生が熱心に学ぼうとしない。なぜかといえば、司法試験の科目にないからです。これを、例えば司法試験の科目に1科目でも実務科目を入れて起訴状を書かせたり、訴状を書かせたりする。あと小問ですね、小さな項目について論述をさせるというふうなことを上げれば、学生は間違いなく熱心に取り組むこととなり、正に法科大学院の置かれている意味というのが満たされるのではないかと思うのです。

ただ、そのときには予備試験とのバランスをどういうふうに考えていくかということが問題となるので、予備試験の科目に何を追加するのかということも、そういう点を考慮しながら考えていかなければいけないかと思うのですが、その点についてはどのように、今後、方向性が導かれようとしているのか、教えてください。

- 司法法制部（藤田） 司法法制部参事官の藤田でございます。御質問ありがとうございます。

予備試験、さらに、法科大学院における教育に関する御質問を頂きました。

その点については、近時、報道もされておりますとおり、法務省において、文部科学省とともに法曹養成制度の見直しに向けた検討を正にしている最中でございます。平成30年度は、法科大学院の集中改革期間の最終年度とされていることもあり、法科大学院について、教育の充実や時間的負担の軽減等の様々な見直しが検討されております。それに合わせた形で司法試験制度、さらには予備試験制度について、プロセスとしての法曹養成制度の観点から、どのような見直しが必要か、相当かということを議論しているところです。

先ほど、予備試験の試験科目に関する御質問がありました。全体としての試験制度の試験科目や受験資格等について、まだ成案には至っておりませんが、引き続き、検討、調整を進めている状況であり、今国会への法案提出を目指している状況です。その方向性が決まりましたら、また御説明をして、御意見を賜りたいと思っております。

- 大沼委員 かつては例えば司法修習も、後期のほかに前期がありました。前期において、非常に基礎的なミニ裁判とか刑事裁判のイロハを十分に学ぶ機会があったかと思えます。ただ、今はそれがなくなっていきなり実務修習に入って、あとは後期ということなので、その前半の部分を本来賄うのが法科大学院の実務教育だと思えます。ただ、それについての学生の取組というのは必ずしも熱心ではないというふうな印象があり、それはひとえに試験科目の中に実務科目がないからだということにあるのではないかと思います。その点についてももう少し再考していただければと思います。

- 司法法制部（藤田） 御指摘ございましたとおり、法曹養成制度は、実務教育、法曹実務家になるためのプロセスですので、非常に重要な御指摘であると考えています。司法修習の関係は、最高裁判所の所管ではありますが、従前あった前期

修習というものが廃止され、ただその後、一定の見直しが図られ、司法修習の初めに、導入修習を実施していますが、法科大学院、司法試験、司法修習がプロセスとしてどういう役割分担で実施していくことが最も機能的かとの貴重な御指摘を賜りましたので、今後の検討に、御指摘の点を含め様々な観点で、鋭意検討してまいりたいと思います。

○田中座長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問があればよろしくお願ひいたします。

○伊藤委員 法務に関する調査研究についてお尋ねします。

「再犯者の実態と再犯防止対策に関する総合的研究」について、四つの評価項目の中で2番目の効率性が30点中24点となっており、この中では比較的安く出ているのですが、比較対照群を本当であれば設けたかったが、難しかったという趣旨だと思うのですが、この辺は割とよく議論になるところかと思います。実際このような比較対照群を設けることをどの程度考えているのかというのを確認したいと思います。それから、具体的な調査手法や調査項目等については今後更に検討の余地はあると書いてありますが、検討の余地という点について、具体的にどのような点が不十分だったと考えているのか教えてください。

○法務総合研究所（栗田） 法務総合研究所研究部の栗田でございます。御質問ありがとうございます。

まず、再犯防止の研究について、比較対照群の関係ですが、こちらは正に受刑者、再入所者については、比較的、私ども法務省の立場からアクセスがしやすいのに比して、社会内で更生されている方についてはアクセスが容易でないといったような問題、ここが比較対照群をとる際の一番の問題になると思います。

この点については、例えば受刑者に対して再犯の理由を問うとか、一定期間、犯罪に及ばないことができた場合には、その理由を問うとか、そういったようなアプローチは十分あり得るのかなというところで、今後も同種の研究、あるいは犯罪者の意識調査、こういった研究の場面で十分検討してまいりたいと思います。

それから、本研究において見直し、改善の余地という点ですが、本研究のプロセスにおいて、データの部分を平成28年の白書の特集として先出しするといったようなところがありました。今回、この3月に準備している研究部報告では、それ以外の部分について取りまとめる形になったこともあり、再犯の動向については受刑者の主観面を中心に、またそれに加えて海外の動向調査を中心に取りまとめる予定にしています。そのため、平成28年、29年の犯罪白書の特集と併せて見ていただければ、この研究の全体像が御覧いただけるかと思います。

今申し上げたような、一部データを先出しするといったようなプロセスもあって、更に改善の余地があると振り返っているところです。

○大沼委員 今の点について追加の質問なのですが、2年以内の再犯ということであれば、実態調査としては、実際に再犯をして刑務所に入ってきた人からいろいろアンケートをしたり、詳しく再犯の原因について調べたりということは可能だと思います。そういったことをやっているのかということが一つと、それから、

もしその原因が明らかになった場合は、次の段階として、それを別の施策、特に矯正関係と関連しているかと思いますが、別の具体的な再犯防止の施策につなげていくということについてはどのように考えているのでしょうか。

さらに、これまでも再犯に関しては、窃盗や覚せい剤についても調査研究がなされていたと思うのですが、例えば再犯であれば再犯についての全体像ですね、いろいろな研究を総合して、全体像として再犯についてはどのような原因で、どのような対策が考えられるのか、いろいろな個別的要因によって違ってくると思いますが、そして、それを更に別の矯正と関連するような、具体的な施策と結び付けて、新たな政策、そして評価というステップを歩んでいく予定があるのかどうか、その辺りについても教えてください。

- 法務総合研究所（栗田） まず、今回の研究におきまして、受刑者に対する意識調査のようなものを行っています。犯罪と関わりなく生活できた理由についての本人の受け止めといったようなことを受刑者に対するアンケート調査で実施しました。再入所者は初入所者に比べて経済的余裕、健康、あるいは反社会的な対人関係、仕事や日常生活におけるやりがい、充実感と、このような点に、再入所者と初入所者では違いが出たところです。このような内容については、今年度末に公表予定の研究部報告の中で詳細を明らかにさせていただきたいと思います。

こういったものを施策にどう生かしていくかという点ですが、もちろん矯正局、あるいは保護局と十分連携し、その研究の結果を共有します。矯正局、保護局の方で、各種プログラムをもう既に導入されているとも伺っていますので、その改善の場面で十分活用いただけたと考えています。

- 大沼委員 全体を総合して更に分析を加えて、まだ追加の研究が必要な部分があるのではないかと、そして全体としてどのような原因分析、政策分析につながっていくのか、それが更に保護局とか矯正局とどのように意見交換をしながら新しい施策に結び付けていくのかなどについても、恐らく検討する予定であると思いますので、教えてください。

- 法務総合研究所（栗田） 今の点ですけれども、再犯防止は、御指摘のとおり、要するにいろいろなパッケージがあります。少年もあれば女性もあれば高齢もあれば、類型で言えば窃盗があったり薬物があったりということです。研究部の方でも、そういった各論的な部分について、順次検討を進めてまいります。

例えば、今で言えば、薬物に関することが少し後回しになっていましたので、こういったものを正にやっているところです。総論と各論といったような意識で、その相互の関連、連携といったようなところも十分意識しながら研究を進め、また原局の方にも十分フィードバックしてまいりたいと思います。

- 田中座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

- 井上委員 平成31年度の法務省の事後評価の実施に関する計画ということで、E B P Mもそうですが、P D C Aサイクルの中では、この「P」の部分が一番大事ではないかと思っています。

そういったところで、発言させていただきたいのは、今すごく世間を賑わせているいろいろな事象がありますが、個人的には、3点ほど取り上げたいと思います。

まず一つ目は、児童虐待の問題について、どうするのかという点です。

二つ目は統計問題です。やはり政府全体でこれに取り組まなければいけませんし、これはE B P Mとも絡む話だと思います。

三つ目は日産の問題ですね。日産を取り巻く司法手続が国際的にどう見られているのか、これはその辺りがすごく今世間は注目しているのではないかなと思います。

まず1点目、児童虐待については、今日いろいろな記事を見ますと、自民党でも児童虐待罪の新設を検討する勉強会を立ち上げたという話が出ていますので、この推移を見守りたいと思います。ある意味で、これは法務省さんも一緒に取り組まれることであると思いますので、しっかりやっていただきたいというのが1点目です。

2点目の統計問題も、今日はE B P Mの観点から随分計画を見直されたということですので、これも毎回私は申し上げているのですが、この重要性には変わりありませんので、引き続きしっかりやっていただきたいと思います。

3点目の日産問題なのですが、これも最近のいろいろ日本が批判されているという話の中で、一方では、刑事司法がその国の歴史や文化の上に成り立っており、同じ制度の国はないという日本側からの発信もあると理解していますので、この辺りの発信もしっかりしていかないと、やはり誤解が出るのではないかということで、これは国際化対応ということできちんやりやっていただきたいと思っています。これも意見でございます。

質問は、E B P Mをスタートするに当たって一番大事な「P」のところ、今回、国際仲裁という項目を初めて取り上げて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備というものを、今回新たに整理作成した事前分析表があります。ほかの政策はもう過去からずっと蓄積がありますので、このような新たなものに関して「P」の話をしたほうがいいのではないかと考えて発言していますが、国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策というものが法務省のホームページにありまして、それを読ませていただくと、一番大事な、何が問題かということは、この国際仲裁のいろいろな問題があるのですが、取扱件数が依然として低調に推移しているところが、この中間報告書ではストレートに言われているので、そうであれば、今回の事前分析表での指標は、「P」のデータの部分は、この国際仲裁の取扱件数が一番最初に来ていなければ、整合性に欠くのではないのでしょうか。

原案において、それがどこに来ているかといいますと、参考指標の一番下に「日本における国際仲裁取扱件数」とあり、参考指標の三つのうちの一つに落とし込まれてしまっています。本来、位置付的に、測定指標の1のところになればいけないのではないのかと思います。それがなぜここにあるのかというのが最初の質問です。

文書の中身も、「達成手段の概要等」欄も読みますと、下から2行目のところ

に、「国際仲裁取扱件数を増加させるための抜本的方策を検討する。」とあり、やはりここが問題意識としては中心になっていると思いますので、やはりここを中心に、測定指標として持つてくるべきではないでしょうか。

そうすると、「施策の概要」欄も、「基盤整備を推進する。」となっているのですが、これは本当に、中間取りまとめ的には、この基盤整備を推進することによって取扱件数を増加させると、やはりそこに持つて行かないといけないのではないのかなという、その一貫性の点で感じたところですので、この辺りの説明をお願いします。

○国際課（松本） 国際課でございます。

御質問に関しては、新しい施策ということもありますので、国際仲裁の意義について簡単に御説明させていただきたいと思います。国際仲裁といいますのは、国際的商取引などをめぐる紛争について、当事者が仲裁人という第三者を選んで紛争解決をその判断に任せる仕組みです。これは民間の紛争解決手続ですので、政府の側が行うものではないというところが前提です。

現状でございますが、井上委員からも御指摘ありましたとおり、国際仲裁の取扱件数でいきますと、アジアを見ましても、シンガポールや香港の件数に比べて、日本はその約10分の1以下というところで、低調な状況です。

そういった状況において、我が国においても国際仲裁の活性化が急務だということで、内閣官房副長官補を議長とする、関係省庁連絡会議が開催され、中間取りまとめがなされたところです。その中では、基盤整備として、各種情報の集約、人材育成、法制度の見直し、施設整備等を複合的に行っていくべきだという指摘もありましたし、日本企業による仲裁利用の活性化の取組、第三国による我が国の仲裁利用の活性化に向けた取組、あるいは、国際仲裁活性化に向けた官民の連携協力の在り方といった様々な点につきまして、関係省庁において、民間と連携してどのような方策を講じることができるか、更に検討を進めるとされたところです。

法務省としては、中間取りまとめで指摘された基盤整備の推進という観点から、人材育成、広報・意識啓発、施設整備等につきまして、問題の所在の把握や、仲裁件数の取扱いが低調となっている要因を探る必要があるということで、5年間にわたる調査事業の実施を考えているところです。

基盤整備推進の達成手段としましては、資料の37ページにも記載していますが、調査に当たって、実際に仲裁実施が可能な施設を確保しながら、その施設において現実の仲裁審問手続を行う中で、人材育成手法、広報・意識啓発手法、施設規模や設備内容等を踏まえた在るべき仲裁施設の運営手法等を検討し、最終的には、委員御指摘のとおり国際仲裁取扱件数を増加させるための抜本的方策を検討するというところでございます。もっとも、実際の調査においては、国際仲裁取扱件数の増加に向けて、こういったマイナス要因が存在しているのかという点について、たとえば人材不足、拠点の不存在、認知度の低さ等の問題を、更に具体的に調査をして特定して対策を立てていこうと考えております。

さらには、シンガポールや香港など仲裁の先進国が存在する中で、後発国として日本が出ていくときに日本の強みは何なのか、そういったことも調査していかなければならないと考えています。そういう意味では、この国際仲裁の活性化につきましても、基盤をしっかりと整備していかなければいけませんし、その整備の過程において、何が足りないのか、何が強みなのか、その点をまず見いだしていく段階にあると考えているところです。

今回の5年間の調査事業の中では様々な調査を行っていくわけですが、その中では、当然試行錯誤が伴うところです。また、法務省のみならず複数省庁が関連していく中で、官民連携の在り方も調査していきます。さらには、海外を見ましても、例えばシンガポールでも、10年程前には国際仲裁の取扱件数が多くなかったところ、取扱件数が上昇トレンドに転じるまでに、上がったたり下がったりといった期間が5年以上あったという例がございました。

このような点からして、取扱件数だけを測定指標として設定すると、日本の国際仲裁をこれから活性化していくという段階におきまして、必ずしも正しい基盤整備の進捗度合や効率性等について、正しく測定できないところがあるのではないかとこの点を考慮しました。私どもとしては、国際仲裁の取扱件数を参考指標として挙げさせていただき、調査事業の中身として、人材育成や研修、企業向けのセミナーやシンポジウム等の具体的な調査についてまずは御報告をさせていただきながら、このような調査を行ったところ、こうした結果となったであるとか、2年目の調査では、更にこうした調査手法で行っていかうと思っておりますとか、そういった報告を踏まえていただき、この施策についての評価を頂きたいと考えまして、このような測定指標を設定したところです。

もちろん、委員の皆様方から、その都度、この政策評価の場などでもいろいろ御指摘を頂きながら、指標の在り方などについて向上させていきたいと考えておりますので、御指導賜れたらと思います。

○井上委員 全体的な話はよく理解できました。政策名も基盤整備となっているということで、その流れで下に来ているというのは分かります。

ただ、中間取りまとめの中で、複数省庁が絡む中で、ほとんどの項目が法務省が先頭に来ているのです。多分これは法務省にリードしろという政策ではないか。法務省が2番手以下の位置付けのものの中にはありますけれども、ほぼ少ないですね、ほとんどないような感じです。そういった意味では、以前国際関係でも発言しましたが、やはりどこかが主導権というのでしょうか、リーダーシップをもって進める必要があるのだらうと思っておりますし、法務省は今すごく期待されている役割ですので、法務省でこの取扱件数をこの指標に上げなければ、他省庁は上げないのではないのでしょうか。この立て付けで言うと、法務省が上げるべき指標だと思います。もちろん原案の測定指標1があっても構わないのですけれども、この取扱件数の位置付けが下の方すぎるのではないのかと感じますので、検討していただきたいと思っております。

○大沼委員 今の点に関連してなんですけれども、なぜ国際仲裁が余り活用されて

いないのか、判決の効力もありますし、ニューヨーク条約に加盟していれば強制執行も可能となる制度であるにもかかわらず、なぜ活用されていないのかというと、それは一つだけ、信用できないという点です。要するに、仲裁人の判断が客観性、公平性、中立性に欠けるということがしばしば指摘されるので、そこに判断を委ねるということについての信頼性が十分ではないと、怖いということがあるのではないかと思うのです。

ではどうすればいいのかというと、例えば仲裁人の中に日本人をできるだけ派遣して、日本の意見をきちんと反映させるような形にする、そのための人材育成を行うということが必要だと思います。また、その問題について、例えばシンガポールが成功したという話なんですけど、シンガポールではどのような対策をとっているのかということなどについても調査研究をしていかないと、この制度を活用しましょう、活用しましょうと幾らアピールしても、その仲裁人の判断自体に信頼が置けないという風潮がある中では、なかなか取扱件数の伸びは期待できないと思いますので、その点についても十分調査し、検討していただければと思います。

○田中座長 ほかに何か御質問、御意見ございますか。

○出雲委員 法務に関する調査研究について、手短かに意見として申し上げたいと思います。

44ページに研究評価検討委員会における評価基準というものがありまして、必要性、効率性、有効性というそれぞれの観点から評価することが示されています。

その中で、例えば著しく高い状態である、著しく困難である、あるいはおおむね高いとかおおむね達成されている、そういった定性的な評価の基準が幾つか載っているのですが、最近の評価の考え方の中では、例えば高いという状態が具体的にどういう状態なのかという例示をすることによって、その高いということに根拠を与えるというふうな、そういう考え方があると思います。高いということだと、漠然と人によって何が高いのかということが分かりませんから、そういった評価の根拠となる具体例を示すということが、今後求められるのではないかと認識しています。

また、もし現状の定性的な状態で続けるということであれば、例えば、研究評価検討委員会において「A」を付けるのは何割というようにするとか、そういった逆の方向もあるのですが、高いということの例示が必要だと思います。というのも、どうしても上振れをしてしまいますので、この委員会の中で、例えば相対評価の考え方を取り入れるとか、そのような方法もありますが、できるだけ根拠に基づいて評価を行うという方向性を、できるところから取り入れるという考え方があるのではないかと思います。

○法務総合研究所（栗田） ありがとうございます。研究評価検討委員会は、外部の先生方を別途お招きして御意見を頂戴しているところですので、その運営の在り方、評価の在り方についても、今日頂戴した意見を十分反映させてまいりたいと思います。

○田中座長 それでは、次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、基本政策Ⅱ、法秩序の確立による安全・安心な社会の維持に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○中嶋補佐官 それでは、63ページ、「国と地方公共団体が連携した取組の実施」を御覧ください。

この施策は、再犯防止のための支援に関する都道府県における地域ネットワークの構築や地方再犯防止推進計画の策定の推進を目標とするものです。

今年度から来年度までモニタリング中の施策ですが、今回、測定指標として64ページに「地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県の数」、「地域再犯防止推進モデル事業を実施している都道府県との協議の回数」という二つの指標を追加いたしました。

次に、66ページ、「検察権行使を支える事務の適正な運営」を御覧ください。

この施策は、職員への研修を通じたサイバー犯罪に関する捜査・公判能力の向上や犯罪被害者の保護・支援への対応能力の向上、広報活動を通じた検察業務の理解促進を目標とするものです。

「サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実強化」、「研修参加者に対するアンケート調査結果」、「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」という三つの指標により評価する計画を立てております。

次に、72ページ、「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」を御覧ください。

この施策は、矯正施設等における非常事態発生時に、警備活動等に従事する職員の能力向上、刑事施設の総合警備システムの更新整備を目標とするものです。

「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」、「総合警備システムの更新整備施設数」という二つの指標により評価する計画を立てております。

次に、76ページ、「矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施」を御覧ください。

この施策は、刑事施設等における改善指導等の適正な実施、職業訓練や職業指導、就労支援等の充実による被収容者の改善更生と円滑な社会復帰を目標とするものです。

測定指標として、「受刑者の性犯罪再犯防止指導受講前後の問題性の変化」、「少年院の性非行防止指導受講前後の問題性の変化」、「刑事施設における職業訓練の充実度」、そして「刑事施設と少年院それぞれにおける就労支援実施人員の割合」という五つの指標により評価する計画を立てております。

次に、84ページ、「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」を御覧ください。

この施策は、PFI手法や公共サービス改革法による民間委託を推進し、民間のノウハウ等を活用した職業訓練や就労支援対策等の充実・強化を目標とするものです。

平成29年度から「PFI刑務所における職業訓練の充実」、「ジョブソニック」

の活用」という二つの指標により評価する計画を立て、今年度までモニタリングを活用しており、来年度が計画の最終年度となっている施策になります。

次に、89ページ、「保護観察対象者等の改善更生等」を御覧ください。

この施策は、保護観察対象者について、専門的処遇プログラムの実施による改善更生、就労支援の強化による生活等の安定、更生保護施設を活用した自立支援、再犯防止に関する国民の理解を求め、犯罪予防活動への民間参加の促しを目標とするものになります。

平成29年度から「専門的処遇プログラムの修了者に占める仮釈放、又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合」、「保護観察修了者に占める無職者の割合」、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」、そして「犯罪予防活動の推進状況」という四つの指標により評価する計画を立て、今年度までモニタリングを活用しており、来年度が計画の最終年度となっている施策になります。

次に、100ページ、「医療観察対象者の社会復帰」を御覧ください。

この施策は、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行の促進を目標とするものです。

今年度から4年間のモニタリング中であり、測定指標等の変更もありませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

最後に、104ページ、「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」を御覧ください。

この施策は、オウム真理教に対する観察処分を通じた教団の危険性の増大の抑止と地域住民の不安解消、破壊的団体等の規制に関する調査情報の関係機関等への提供による内閣の情報機能の強化等を目標とするものです。

「教団の活動状況及び危険性の解明」、「地域住民との意見交換会の実施回数」、「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」という三つの指標により評価する計画を立てております。

基本政策Ⅱに関する説明は以上となります。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして御意見、御質問があれば、委員の先生方、よろしくをお願いします。

○大沼委員 非常に定量的な評価方法が並んでおり、今の国の流れに合致したものが多くはないかと思えます。その中で、77ページのアセスメントツールについて教えていただきたいのですが、0点から12点まで数値化して、その平均値がどのぐらい小さくなるかということを目標としたということなので、恐らく専門家の判断を導入してのかなり客観的な手法であり、素晴らしいと思うんですが、ただ、その0点から12点というと割と幅が狭いんですね。そうすると、その1点の中にどんなものが組み込まれるのかによっては、大きな変動があったりなかったりするかと思うのですが、実際にこれをテスト的にやってみて、どのぐらいの変化、大きなものが小さなものになっていったのか、もしそのような例があれば

ば、教えてください。

○矯正局（齋藤） 矯正局の齋藤と申します。御質問ありがとうございます。

御質問のアセスメントツールですが、我々は性犯罪再犯防止指導というものを刑事施設で行っています。これを行うに当たって、その対象者の選定において、性犯罪で入所してきた人に限らず、刑事施設に新たに入所してきた人全員を対象にアセスメントを行うということをやっています。そこで使われているツールがこのアセスメントツールです。

詳細な説明は難しいところもありますが、これが客観的なスコアリングシステムになっていまして、再犯に至るリスクであるとか、あるいはそのプログラムを受けるニーズ、これは国際的にも認められているリスクであるとかニーズを図る、そういったもののスケール、尺度になってきます。そして、その結果に応じましてこのプログラムも、リスクが高い人には密度の高いプログラムを実施して、逆に低い人には密度の低い、期間も短いプログラムを実施する、基本的にはこのような形になっています。

そして、そのプログラムの効果の検証、これはよくプログラムはやっていますが、その効果はどうなのですかと聞かれるのですが、この効果の測定については様々な方法がございます。例えば、本人の感想を聞いて、どうだったかと、何か気付いたところはあったかとか、そういう方法もあるのですが、そういう方法はやはり主観的なものになってしまうというのと、やはり刑事施設の中にいるという限定的な環境の中でそういったことをやりますと、早く出たいという意識もありまして、仮釈放をもらうために、非常によく分かりましたとか、二度と再犯はしませんとか、そのようなことになってしまいかねないということもありまして、やはりこういう客観的なスケールに基づくものというのが必要になってきます。

具体的な例というのは出てきませんが、基本的にはプログラムも認知行動療法をベースとした、国際的にも広く使われているプログラムにのっとったものでして、やはりプログラム受講後はその効果が、このスケールにおいてもやはりリスクが多少減少して現れたりとか、そういったことが期待されるものです。もちろん、プログラムをやっても余り効果が上がらないという人も中にはいると思いますが、全体的にはやはりリスクの減少が期待されるということがありまして、平均値での指標をとっていきたいと考えているところです。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御質問ございますか。

特にないようでしたら、次に、基本政策Ⅲ、国民の権利擁護、基本政策Ⅳ、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○中嶋補佐官 それでは、115ページ、「登記事務の適正円滑な処理」を御覧ください。

この施策は、登記所備付地図の整備、登記事項証明書等発行請求機の利用促進を目標とするものです。

平成29年度から来年度までモニタリング中であり、測定指標の変更等もありませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、122ページ、「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」を御覧ください。

この施策は、国籍事務の適正・厳格な処理、戸籍事務の法令適合性と全国統一性の確保、オンラインによる供託手続の推進、そして、新たに始まる自筆証書遺言保管制度の円滑な導入を目標とするものです。

測定指標として、「帰化許可申請及び国籍取得届の適正厳格な処理」、「戸籍事務に関する市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応」、「供託手続のオンライン利用率の向上」、そして「自筆証書遺言の保管制度に係る広報活動の実施回数」という四つの指標により評価する計画を立てております。

次に、129ページ、「債権管理回収業の審査監督」を御覧ください。

この施策は、債権回収会社の法令遵守体制、業務運営体制及び内部統制等の体制整備についての監督と不備がある場合は是正を目標とするものです。

平成29年度から「債権回収会社に対する立入検査事業所数」、「債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率」という二つの指標により評価する計画を立て、今年度までモニタリングを活用しており、来年度が計画の最終年度となっている施策になります。

次に、133ページ、「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」を御覧ください。

この施策は、人権啓発活動による人権尊重思想の普及高揚、人権相談窓口の周知広報や人権相談体制・調査救済体制の整備を通じた人権侵害による被害の救済と予防を目標とするものです。

平成29年度から来年度までモニタリング中の施策ですが、今回、測定指標として136ページに「モニター調査による人権相談窓口の認知度」という指標を設定しております。

最後に、142ページ、「国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理」を御覧ください。

この施策は、各種研修等による訟務担当職員の能力向上、事務合理化機器の積極的利用を通じた人的・物的体制の充実強化と争訟の適正・迅速処理、各種周知活動による予防司法支援制度の利用促進を目標とするものです。

今年度から4年間モニタリング中であり、測定指標の変更もございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

基本政策Ⅲ・Ⅳに関する説明は以上となります。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問があればお願いいたします。

○大沼委員 「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」について、122ページに自筆証書遺言の保管制度の導入について記載があり、これは新しい

改正法による施策であると思いますが、質問としては、まず、遺言書を預かるときにそれが有効か無効かをある程度判断して、例えば無効なものは保管しないというような対応をするのかどうかということです。裁判所の検認手続の場合にはそのようなことはしないのですが、こういった制度を導入するときに、預かったはいけれども、実は初めから無効な遺言書だったということが後で分かると、預けたのに何の意味もなかったということもあるので、その点がどうかという質問です。

それから、預けられた場合には、恐らく全相続人に、こういった遺言がなされましたよということを知ることになるかと思うのですが、この全相続人ということを知ることが誰が調べるかという問題です。もし、預けるほうが調べるということになると、戸籍謄本等を初めから取り寄せて、自分が死んだ場合に、相続人になったのは誰かということを知りたければいけないのですが、これは大変な作業量にはなると思うのです。そうすると、利用件数が余り増えないということにもなるのですが、これを例えば法務局の方でやるというような扱いになるのかどうか、この二つの点について教えてください。

○民事局（竹下） 民事局の竹下でございます。御質問いただきありがとうございます。

自筆証書遺言の保管制度に関してお答えさせていただきます。

まず、保管する際に、有効、無効のチェックをするのかという点ですが、この制度の下では、自筆証書をそれぞれ遺言者が書いてきたものを預かるということが基本的な考え方ですが、ただ、その遺言書保管官が窓口で、当該自筆証書遺言を、これは封をしないで預かるということになっておりますので、外形的に民法第968条の要件を満たさないというものについては預からないということとされています。例えば日付が書いていないとか、氏名が書いていないとか、自書されていないとか、そういったものについては預からないこととされています。

続いて、通知の点ですが、ほかの相続人の範囲については、相続人の1人が証明書の交付を請求したりですとか、また閲覧を請求したりですとかした場合に、その機会に請求した人に戸籍謄本等を提出してもらうことを予定しています。請求者が提出する請求書、又は添付書類、こういったものを通じて把握するという仕組みを考えています。

○大沼委員 遺言書を預かった段階で、全相続人に通知するということはしないということですか。

○民事局（竹下） 預かった段階では、通知はせず、その預けた人だけが、自分が作った遺言書を法務局において預けているということを知っていることとなります。遺言者が亡くなった後に、その相続人のうちの1人が、例えばその遺言書を見に来て閲覧したいですとか、写しに相当する遺言書情報証明書という画像情報を用いた証明書の交付を請求すると、その際に、ほかの相続人にも、遺言書保管所において遺言書を預かっているということを知るといっていい仕組みにして、亡くなった後に、そういった機会を捉えてほかの相続人にも通知するという制度に

なっています。

○大沼委員 裁判所の検認ですと、検認手続をするときに全相続人に検認手続をしますよということを知通知するのです。この制度の場合にも、そういった遺言があるということを知らなければ、中身を見せてほしいという人は出てこないと思うのです。そうすると、亡くなった段階でも、そういった遺言があるということは、ほかの相続人には特に通知しないということなのですか。

○民事局（竹下） ある遺言書を預けている被相続人が亡くなったときに、その亡くなったということはどういった機会に法務局が把握するのかということなのですが、この制度の下におきましては、相続人のうちの1人が、先ほど申し上げましたように遺言書を見に来られるときに、遺言者が亡くなっていないと閲覧をしたり、証明書の交付請求をしたりということはできないこととしていますので、その際に戸籍謄本等を提出してもらい、死亡の事実を把握するという仕組みにしています。

そのような仕組みとすると、その相続人はそもそも遺言書を法務局で預かっているということを知り得ないではないかという問題があると思います。それにつきましては、一つには、これは法律というより下位法令で定める仕組みにはなるのですが、遺言者が預けたときに、保管証のようなものを遺言者に交付するというのを予定しています。ですので、遺言者が自分の推定相続人に対して、遺言書保管所に遺言書を預けていますということを伝えて、そういった保管証などを用いて伝えたりですとか、あとは遺言者が亡くなったときに、その保管証を相続人等が見つけて把握するという事は十分あり得るかと思います。

また相続人は、被相続人が亡くなったときに、自分の被相続人が法務局に遺言書を預けているかどうかということを確認することができる仕組みを設けており、これは遺言書保管事実証明書という証明書の交付を請求するという方法で確認する仕組みにしているのですが、そういったことで、広くこの制度が使われていきますと、相続人は、自分の被相続人が亡くなったときに遺言書を預けているかもしれないということで、遺言書を保管しているかどうかを確かめる証明書の交付を請求することで確認をすることとなります。施行時の仕組みでは、このような方法で、相続人において、被相続人が遺言書を法務局に預けているかどうかを把握する仕組みを予定しているところです。

○田中座長 ありがとうございます。

井上委員、お願いします。

○井上委員 私は、「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」について、先ほども少し児童虐待の話をしたのですが、これだけ世の中がいろいろなところで、法律を作る必要があるとか、いろいろな議論が出ていて、私も含めてここにいる皆様方も、国民全体も関心があるし、何とかしなければいけないと思っているところが、この施策に当たるのではないかと思うのです。特に、救済というよりも、予防ですね。救済の方は今いろいろな形で、児童相談所を増設するとか、そういうことでやろうとして、予防にもなるのかもし

れませんが、一方で、この事前分析表については、私を見る限り、ほとんど中身が変わっていないとしたら、本当にそれでいいのかなと思うのです。今この時点で、この事前分析表を作るに当たり、もちろん、個別の事件があったからすぐに反応するとか、そこまでは申し上げるつもりはないのですが、明らかに落とし穴、ここで何かやらなければいけないという外部環境があるときに、それに当たる項目なり文章の追加なりの変更がされていないとしたら、それはどうなのかなと誰もが思うところではないでしょうか。ですので、まず、変わったところがあるのかなのかという点と、変わったところがないのであれば、それは非常にまずいことだと思いますので、それに対しての御意見を頂きたいと思います。

○人権擁護局（中島） 人権擁護局参事官の中島でございます。御質問ありがとうございます。

まず前提として、人権擁護局における児童虐待防止関係の取組を御説明させていただきます。

昨年起きました目黒区の児童虐待の事件を受けまして、昨年の7月に政府の関係閣僚会議におきまして、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられております。その緊急総合対策の中で、法務省の人権擁護機関が行う取組として2点が示されていまして、まず1点目が、子どもの人権SOSミニレターを相談児童、あるいはその児童の兄弟姉妹に対する児童虐待の端緒の発見に活用し児童虐待事案の早期発見、対応を促進するというものです。

それから、もう1点が、各地域で活動しておられる人権擁護委員の方が地域の人権啓発活動などを通じて、関係機関などともコミュニケーションをとりながら情報収集を進めて、その中で、児童虐待の端緒となるような情報に接した場合には、速やかに法務局において対応するということが示されています。この2点を、人権擁護局としても、今、力を入れて進めているところでございます。

また、委員から御指摘のありました指標の中で、その辺りはどう反映されているのかというところですが、今回、新しくその点に対応して変更したというものは無いのですが、137ページの施策の進捗状況を説明する中で、子どもの人権SOSミニレターの配布を記載しています。それから、138ページの参考指標の中でも、児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数を記載しています。

このSOSミニレターというのはどういうものかと申しますと、便せんと封筒が一体となったレターセットでして、この便せんの部分に相談したい内容を書いて、これを折って張り付けてポストに入れると、法務局に届くようになっています。これを法務局の職員又は人権擁護委員が内容を読んで児童の相談にのる、あるいは事案によっては、例えばいじめであれば、学校や教育委員会、児童虐待であれば児童相談所などに通報して、適切な対応を行うというものです。

実際に、このSOSミニレターが端緒となって児童虐待の事案を発見したというような事例もありますので、昨年の緊急総合対策なども受けまして、今後ともSOSミニレターの取組には力を入れてまいりたいと考えているところです。

○井上委員 もう1点の、人権擁護委員に関する記載は何か変化がありますでしょうか。

○人権擁護局（中島） 人権擁護委員自体としての記載という形にはしていないと思うのですが、人権擁護委員の方には基本的に人権相談ですとか人権啓発活動を担っていただいていますので、例えば137ページに人権相談の件数などが記載されていますが、この中の相当部分是人権擁護委員が対応しています。

それから、139ページに記載している人権啓発活動の実施なども、人権擁護委員が様々な地域のネットワークを生かして、いろいろなところに出向いて啓発活動を行っていただいているというものです。

○井上委員 やられていることはよく分かりました。

それが施策の上でもう少し記載されていたほうがよいのではないのでしょうか。多分こういうものは公でいろいろな人が見るものだと思うので、どういう書き方にするかについては、先ほど申し上げたように個別で何か対応したという書き方は別にしても、ただ、私が読んでもそういったところがやや感じられなかったもので、やはりここはもう感情の問題なので、理屈ももちろん大切なのですが、感情に訴えて、しっかりやっているというところを分かるように記載する必要があるのではないかと思います。

逆にオウム真理教は、あの事件が起きて、いまだに一つの施策としてやられていて、もうそろそろ、そちらの方ももちろん心配なんですけれども、やはり世の中だんだんそっちの違う、そういう対象になってきているというそこら辺の施策間のバランスのようなもの、個別にとっても大きく、国家を混乱させるようなものだから、そこは別格でしょうということもありますが、個別に対応している施策も一部にありますので、その辺りについては今後の課題かもしれませんが、記載の仕方ですとか項目の立て方という点が少し気になりましたので、検討をしていただきたいと思います。

○人権擁護局（中島） ありがとうございます。

前提としまして、法務省の人権擁護機関は、人権に関する問題全般を扱ってしまして、その人権課題ごとにそれぞれ各省庁で、その専掌、すなわち専門的に取り扱う所掌業務を持っているところがあります。例えば、児童虐待の防止で言えば主に厚生労働省、いじめであれば文部科学省というように、それぞれの専掌機関、あるいは専門的に扱っている所管省庁があります。そのような意味で、全般を対応する法務省の指標の中で、個別の人権課題を特出しすることが適切かどうかということはあるかと思えますけれども、委員からの貴重な御指摘を頂きましたので、それも踏まえて、今後の参考にさせていただきたいと思います。

○田中座長 大沼委員、お願いします。

○大沼委員 今の質問と関連しての話なんですけれども、この人権相談ということの位置付け、目的をどのように捉えるかという問題があると思うのです。人権侵犯事件になれば、それはそれで非常に明確な目的が達成できたということになるのかもしれませんが、実際の相談の中身というのは、そこまでは至らない案件も

相当あると思うのです。そうすると、そうなったら弁護士への相談ですとか各市役所、その他への相談ですとかいろいろある中で、何を狙っているのかをはっきりさせないと、何のために人権相談があるのかということが、少し曖昧になってくると思うのです。

先ほど、ほかに専門の所管行政庁があるということでしたが、もしそれと関連することが出てきた場合には、それらの所管行政庁と連携を取りながら対応していくというようなシステムになっているのかどうかということをお教えください。また、アンケートに関してですが、実際にそういったところに相談に行って、どこまで相談による満足度が図られたのか、そのアンケートなどをとっていただけるともう少し分かってきますし、また、もしそこに少し不満だということがあれば、その不満に対する対応策を模索することによって、人権相談の中身というのを改善していくこともできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○人権擁護局（中島） 御質問ありがとうございます。

まず、1点目の人権相談を受けた際の他機関との連携についてですが、これは当然法務局だけで対応が難しいような事案もありますし、あるいは、むしろほかに専門的に取り扱う機関があるという場合もあります。そういった場合に、人権相談の中で、そういった問題であれば、むしろこういう機関が対応していますよというような助言を差し上げることはあります。例えば、先ほどの児童虐待やいじめの問題については、日頃から児童相談所や学校、教育委員会、あるいは自治体の関係部署と密に連絡を取っています。また、例えば賃金の不払いや職場のパワハラというような問題が人権相談に持ち込まれる場合もあります。そういった場合は、例えば労働基準監督署の窓口を御紹介したりと、事案によって適宜関係機関を御紹介するなどしています。

委員から御指摘のありました、人権相談というのはそもそも何を目的としているのかという点ですが、大きく分けて2点ありまして、まず1点目は、委員がおっしゃったように人権侵犯事件の端緒をつかむという点です。

もう一つは、相談者の方が自分でその問題を解決する、あるいは自分でその問題に決着を付ける糸口を与えるという点であると思います。それは、例えば関係機関への紹介であったり、場合によっては人権擁護委員の方が親身になってお話を聞くだけで、もうすっきりしましたと帰られるような場合もあると聞いていますので、そういったことも、それはそれで一つ大きな意義があることではないのかと考えています。

それから、2点目の相談内容のアンケート等の関係ですが、これは今の時点で相談者の方に対して相談に満足だったかどうかというアンケートはとっていません。ただ、相談対応能力の向上ということについては非常に重要だと考えていまして、様々な機会を捉えて職員、あるいは人権相談に対応する人権擁護委員の研修を行ったり、場合によっては外部からの講師を招くなどして、相談対応能力の向上に努めているところです。

○田中座長 ありがとうございます。

出雲委員，お願いします。

○出雲委員 今の点に関連する話なので，お尋ねしたいと思うんですが，137ページから138ページまでの一連の参考指標は，全体として減少傾向になっているのです。その中で，インターネットによる相談件数のみが上昇しているのですが，こういったものは多ければ多いほどいいというものではないものですから，減少していても差し支えはないという考え方もあるかと思いますが，他方で，様々な指標が減少したときには，その原因を分析するということが重要だと思っていて，ただ単に悩みがない人が増えているということなのか，それとも何か体制などで見直し，その原因を解決するといったような，そういった視点があるならば記載していただくとよいと思いましたが，そういった原因というのはありますか。

○人権擁護局（中島） 御質問ありがとうございます。

確かに委員御指摘のとおり，相談の件数が若干減少傾向にあるという状況なのですが，正直に申しまして，この明確な原因というのはなかなかつかむことは難しいところなのですが，一つ考えられることとしましては，先ほど申し上げた他の専掌機関の取組が充実したということによって，そういった専掌機関に当初から助けを求める方が出てきているのではないかなというようにも思っています。

ただ他方で，人権擁護局の相談窓口，言ってみればほかのどこでも扱ってくれなかったような問題を扱ってくれる最後の砦的などころもありますので，そこは引き続き，本当に助けを求めている方が埋もれてしまわないような周知啓発に今後も努めてまいりたいと考えています。

○出雲委員 もう1点，「国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理」についてです。

125ページに，供託手続のオンライン利用率の記載があります。こういった行革といいますか，手続の効率化というときに，現状の18%をどう捉えるかというときに，目標が何なのかという点があると思うのです。こういった行政改革によって手続を効率化するといったときには，何年で何%までを目指すというような目標がないと，なかなか現状の18%ということをどのように評価するのかということは難しいのではと感じます。

また，こういった手続，この施策ですけれども，手続面においては，やはり処理をしたという，非常に重要なんですが，やはりスピードというものを何か意識する観点があってもよいのではないだろうかと思えます。例えば，短縮されたというような，そういったスピード感を示すような指標などがあってもよいのではないかと感じました。

○民事局（竹下） 民事局の竹下でございます。ありがとうございました。

御指摘の供託手続のオンライン利用率について，その目標を定めるべきではないかという点については，オンライン利用率について，前回のときも，今回もちよっと伸び悩んでいるというところが少しありまして，これは本人が供託するこ

とが多いですとか、そういったいろいろな事情がありまして、ただ、オンラインでの利用を推進していくべきだという点は政策として掲げていますので、その中で、具体的な目標を定めるべきではないかという御指摘は非常にもっともな御指摘だと思います。その点も検討させていただき、今はとにかく利用率を上げていくということを目指して取り組んでいるわけですが、いつまでにどれぐらいにするということは、確かに必要かとも考えられますので、検討させていただきます。

それから、スピードについても重要ではないかという点について、当然、供託事件を含め、迅速な処理ということも重要ですので、その点についても、今こういった指標の中に掲げていくのかどうかということも含めて、検討させていただきたいと思います。

○田中座長 次に、大沼委員、お願いします。

○大沼委員 「債権管理回収業の審査監督」について、130ページに、債権回収会社に対する立入検査によって、いろいろな点を指摘して改善したとありますが、この改善の中身について教えていただきたいと思います。一番問題なのは、例えば時効に掛かっているような債権を回収した場合に、そういったものの債権譲渡を受けた場合に、それについて何らかの指摘や指導をしているのかですとか、債務者が既に亡くなっている場合について、その譲渡を受けたというような場合に何らかの指摘をしているのか、改善の中身について、もう少し具体的に教えてください。

○司法法制部（藤田） 司法法制部の藤田でございます。

債権回収会社に対する指摘事項に関する御質問、御指摘を頂きました。

債権回収会社に対する主な指摘事項としましては、例えば、社内における帳簿の記載や保管等の事務面や、社内の体制面での不備の指摘がほとんどであり、債権回収の実施に関する指摘というのは多くないと承知しています。今御指摘がありましたような報道があることは承知していますので、そのような点も踏まえまして、サービサーに対する適正な監督や指導の在り方について引き続き検討してまいりたいと思います。

○田中座長 それでは、次に移りたいと思います。

基本政策Ⅴ，出入国の公正な管理，基本政策Ⅵ，法務行政における国際化対応・国際協力，基本政策Ⅶ，法務行政全般の円滑かつ効率的な運営に関する政策について、事務局から計画の概要を説明願います。

○中嶋補佐官 それでは、148ページ、「円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進」を御覧ください。

この施策は、円滑な出入国審査のために入国審査待ち時間を20分以内とすること、不法滞在者の摘発等の強化と在留資格取消制度の厳格な運用により不法滞在者等への対策を推進することを目標とするものです。

測定指標として、これまで「入国審査待ち時間20分以内達成率」と「在留資格取消件数」を設定していましたが、新たに入管法の「違反時件数」を加え、三つの指標により評価する計画を立てております。

次に、157ページ、「法務行政における国際協力の推進」を御覧ください。

この施策は、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施による刑事司法実務家の人材育成等、法制度整備支援に関する国際研修、調査研究や専門家派遣等を通じた支援対象国の立法技術向上や人材育成を目標とするものです。

測定指標として、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」、「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」という二つの指標により評価する計画を立てております。

最後に、165ページ、「松戸法務総合庁舎整備等事業」を御覧ください。

この事業については、平成21年度に事前評価を実施しているところ、施設整備については、施設の供用開始から5年経過後に事後評価を行うこととしているため、今回の実施計画に載せているものになります。

具体的な評価方法については、170ページからの法務省大臣官房施設課における事業評価システムに記載したとおりとなっております。

基本政策V・VI・VIIに関する説明は以上となります。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に関し、御意見、御質問があればお願いいたします。

特段、委員から御質問、御意見がないようですので、本日の審議事項につきましては以上となります。

西山政策立案総括審議官から、何か御発言がありましたらよろしくお願いいたします。

○西山政策立案総括審議官 委員の皆様方におかれましては、多岐にわたり貴重な御意見を頂きまして誠にありがとうございました。

委員の皆様からは、各局部課の政策評価について様々な、そして参考となる視点を御指摘いただいたと思っておりますし、また、目標と指標の関係性の観点から、それぞれの設定の在り方、あるいは定性的な評価基準の在り方などについて非常に有益な御意見を頂いたものと思っております。

本日の御意見も踏まえ、引き続き事後評価の実施に関する計画について検討を進めまして、実効性のある、そして正にエビデンスベーストと言える政策評価をできるように努めてまいりたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○田中座長 ありがとうございます。

時間がまだございますので、この機会に、法務省が近時取り組んでいる政策についての御紹介を頂きます。

お手元の説明資料と付されている資料に基づきまして、民事局から説明願います。

○民事局（神吉） それでは、民事局から、昨年7月に法改正が行われました相続法の改正の概要につきまして御説明させていただきます。

お手元の横長の資料「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 法務局における遺言書の保管等に関する法律」と題する資料に基づきまして、御説明さ

せていただきます。

相続法制の見直しにつきましては、昭和55年、1980年に配偶者の相続分の引き上げ等の改正が行われて以来、抜本的な改正が行われていませんでしたが、今般、社会の高齢化等の社会経済情勢の変化に対応するため、約40年ぶりに相続法制を見直すことといたしました。

直接の検討契機は、平成25年9月に出されました嫡出でない子の相続分について、嫡出子の2分の1と定める民法の規定が憲法に反すると最高裁判所で判断されたことでしたが、相続法制を抜本的に見直すべく、平成26年1月から省内の検討ワーキングチームにおいて、また平成27年2月から法制審議会において検討を重ねてまいりました。そして、昨年、平成30年3月に改正法案を国会に提出し、衆議院、参議院の審議を経て、昨年の7月6日に法律として成立したところです。

改正法の骨子は、資料にもありますとおり六つの柱がありまして、またそれぞれに改正項目があり多岐にわたりますので、本日はその代表的な項目について御説明させていただきます。

まず、第1が配偶者の居住権を保護するための方策です。

このうち1の配偶者短期居住権の新設は、遺産分割までの間といった比較的短期間、無償で居住建物に住み続けられるようにするというものであり、また、2の配偶者居住権の新設は、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする権利を創設するというものです。

配偶者が居住建物の所有権を遺産分割で取得することになりますと、一般的にはその評価額は高く、遺産分割において、それ以外の財産を取得することができずに困窮するということがありますので、所有権ではなく居住建物を使用することができる、使用のみすることができる権利、配偶者居住権というものを創設しまして、その評価額を圧縮して、そのほかの財産を取得しやすくする、そういった改正をするものでございます。

次に、第2の遺産分割等に関する見直しについても、多岐の見直しをしています。

このうち、本日は2の遺産分割前の払戻し制度の創設について御説明させていただきます。

こちらは、平成28年12月に最高裁判所における判例変更がありまして、共同相続された預貯金債権は遺産分割の対象となり、遺産分割までの間は、相続人単独での払戻しは原則としてできないこととなりました。もっともそういたしますと、被相続人の葬儀費用の支払や医療費の支払などに困る、そういった事態も想定されますので、これらの資金需要に簡易かつ迅速に対応できるよう、家事事件手続法の改正により家庭裁判所の保全処分の要件を緩和するとともに、民法上も一定の金額については各共同相続人が当然に預貯金債権の払戻しを受けられるようにする、そういった改正をしています。

次に、資料の右上に移りまして、第3の遺言制度の見直しにつきまして御説明

させていただきます。

まず、1番目が自筆証書遺言の方式を緩和するという改正をしています。

これは、旧法下では全て自筆証書遺言につきましては自書をしなければならないとされていましたが、今回その財産目録については自書を要しないこととしまして、パソコン等で作成してもよいこととするものです。これにより、被相続人が田畑など多数の不動産を有している場合には、その登記事項証明書などを用いて、また、複数の預貯金口座を保有している場合には、銀行名や口座番号などが明らかとなる通帳のコピーなどを用いて、遺言の対象となる財産を特定することもできるようにするものでして、高齢の方でも遺言をしやすくする、そういったことを目指すものです。

次に、この資料の題名にも入っており、先ほど御質問がございましたが、法務局における遺言書の保管制度を創設することとしまして新法を制定しました。自筆証書遺言に係る遺言書につきましては自宅で保管することが多く、遺言書をなくしてしまったり、また、相続人による遺言書の廃棄、隠蔽、改ざん、そういったおそれがありまして、相続をめぐる紛争をより複雑なものにしている、そういった指摘がありました。

この問題の対応策としまして、遺言者からの遺言書の保管申請に応じて、公的機関である法務局が遺言書を保管する制度を創設することとししました。この制度を利用していただきますと、遺言書の紛失や隠匿等が防止され、また、遺言者の死亡後に相続人が遺言書の存在を把握することが容易になります。この結果、遺言者の最終意思が実現されるとともに、遺言書の閲覧や写しの取得のために法務局にいらっしやった相続人に対して直接相続登記を促す、そういった取組も可能となるなど、相続登記などの手続が円滑に行われるといった効果も期待される所です。

第4の遺留分制度の見直し、第5の相続の効力等の見直しにつきましては、時間の関係上、割愛させていただきます、第6の相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について御説明いたします。

現行法の下では、被相続人を療養看護する者がいた場合であっても、その方が相続人でないときには、原則として相続財産から何らの分配も受けることができません。このような結果は、被相続人の療養看護を全くしていなかった相続人が相続財産から分配を受けることと比較して不公平ではないか、そういった指摘がかねがねされていたところです。

この問題への対応策といたしまして、改正法では、被相続人の親族が被相続人の療養看護等を行って、被相続人の財産の維持又は増加に貢献した場合には、相続人に対して金銭の支払請求をすることができる、そういった改正を行っています。

最後に、改正法の施行期日について御説明いたします。

少し複雑となっておりますが、段階的に施行期日が設定されています。

まず、自筆証書遺言の方式緩和については、こちらは既に施行されており、今

年の1月13日から施行されております。

次に、遺産分割前の払戻し制度や、また遺留分制度の見直しなど、ほかの規定につきましては今年の7月1日から施行されます。

そして、配偶者の居住権を保護するための方策、こちらは財産評価を詰めていかなければなりませんので来年の4月1日から、また、遺言書保管制度については、システムを設ける必要があることから来年の7月10日から施行されることとなっています。

以上、駆け足になりましたが御説明させていただきました。資料の末尾に相続法改正の概要を分かりやすく解説したパンフレットもお付けしておりますので、こちらを併せて御参照いただければと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問があればお願いします。

○伊藤委員 御説明ありがとうございます。

パンフレットに書いてあるようなのですけれども、第3の3に関して、施行は2020年7月ということですが、この保管に関しての手数料がどの程度となるのかということと、この制度について、どのような周知・広報を今の時点で考えているのか教えてください。

○民事局（竹下） まず、手数料の点ですが、これはこの遺言書保管法におきまして、政令で定めるといこととしてしています。その額については、今後政令で定めるといことになりませんが、その額については、まだ未定です。

また、この広報については、今現在、相続法の広報と一緒に広報を専らしているところですが、さらにこの遺言書保管制度をまた新しく今度法務局で、これまで法務局が担っていた登記や供託とはまた別の業務になりますので、こういうことを法務局でやりますよという、それで利用者の皆様に使っていただけるように、また別途これだけの広報というのも実施していく予定です。方法としては、パンフレットですとか説明会を開催するですとか、政府広報などでも相続法全体の広報の中で、この遺言書保管制度も広報をしているところでして、この広報を更に行ってまいりたいと考えています。

○田中座長 ありがとうございます。

私の方から、1点よろしいですか。

遺言書保管制度ですが、被相続人が亡くなった後、相続人から保管されている遺言書の写しが欲しいという依頼があった場合に、一応、被相続人が死亡したときの除籍謄本とか、その他関係書類を持って行くと思うのですが、ほかの相続人の確定については法務局の方で責任を持って調査していただくという形になるのでしょうか。

○民事局（竹下） ここのほかの相続人の範囲についてですが、その資料については添付書面として、その写しを欲しいと請求してきている人に出していただくことにする予定です。さらには、ほかの相続人が誰なのかということについても、請求書には記載していただくこととする予定です。そういった請求者から出てき

た請求書，それから添付されている戸籍謄本等の書類に基づいて，法務局の方で，そのとおりであるかを法律の専門家として確かめることとなります。

例えば，今の法定相続情報証明制度における法定相続情報一覧図の写しなども法務局で発行しておりますので，そういうものが既に作成されている場合には，それも活用していただけることになる予定でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

大沼委員，お願いします。

○大沼委員 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策ということなのですが，内縁の妻が療養看護をしたというような場合には，これは新民法第1050条の適用があるのかどうか，これはないとして，特別の寄与ということを家庭裁判所の審判を受けなければいけないのか，また，法務省の所管ではないのかもしれませんが，話し合いで，例えば内縁の妻が療養看護分について何らかの給付を受けた場合には，贈与という扱いになるのかどうか，その点について，教えてください。

○民事局（神吉） 民事局の神吉からお答えいたします。

お手元にパンフレットの写しがあるかと思しますので，そちらの8ページを御覧いただきますと，この特別の寄与の制度の概要が記載されています。

こちらの制度については，まず，対象者を絞っていきまして，被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護を行った場合に金銭請求をすることができるということになっていきますので，被相続人の親族に，まず入っているかどうかということが問題となります。

先ほど御質問いただきました内縁の奥様については，被相続人の親族，民法上の親族には入らないということになりますので，こちらは新民法1050条1項の対象にはならないということになります。この点につきましては国会でもたくさん御質問いただきまして，内縁の奥様ですとか，あとは同性カップルのパートナーの方についても対象とすべきではないか，そういった議論があったところです。しかしながら，こちらの制度は新しい制度ですので，やはり何らかの限定を設ける必要があるということで，対象者を絞ったりですとか，行為の対象を絞ったりですとか，そういった形で限定をしたところです。

内縁の奥様についてはこちらの対象にならないのですが，パンフレットの6ページに記載していますが，遺言の活用という形で御対応いただく，現行法によっても対応できますけれども，御対応を頂くということが望ましいのではないかと考えているところです。

遺言については，第三者に対してでも財産を与えることができますので，こういった形を活用していただきまして，多様な家族の在り方に対応していただくということが望ましいのではないかと考えているところです。

○田中座長 ありがとうございます。

最後になりますが，今後の予定について，事務局から説明願います。

○遊佐政策立案・情報管理室長 本日は，委員の皆様方から貴重な御意見を賜りまして，誠にありがとうございました。

本日の御意見，御指摘を踏まえまして，改めて実施計画（案）の内容について検討しまして早期に取りまとめ，法務省ホームページ上で公表したいと考えております。

また，本日の議事内容につきましては，議事録を作成の上，ホームページで公表することとしております。

今後の予定ですが，次回の政策評価懇談会につきましては，本年の7月上旬を予定しておりまして，平成30年度の法務省事後評価実施結果報告書（案）につきまして御審議いただく予定でございます。

近日中に，事務局の方から委員の先生方の御都合をお伺いさせていただきますので，よろしく願いいたします。

本日はお忙しいところ，誠にありがとうございました。

○田中座長 それでは，本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。

皆様，どうもありがとうございました。